

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市
移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県地域創生戦略及びひめじ創生戦略に基づき、姫路市内へ移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行う「ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業」において、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から姫路市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、移住支援金を交付するに当たり、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号の要件を満たし、第2号から第5号までの要件のいずれかを満たす者とする。ただし、交付対象者が2人以上の世帯（以下「複数世帯」という。）に属する場合にあっては、第6号に掲げる要件についても満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げるもののいずれかに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。

b 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者

であって、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内の大学等に通学していたことを含む。）。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

a 住民票を移す直前に、連続して1年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。

b 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前に、連続して1年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内の大学等へ通学していたことを含む。）。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以後に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して姫路市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件に関する要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

ア 勤務地が兵庫県内に所在すること。

イ 就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を

務めている法人への就業でないこと。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 前号にかかわらず、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版（令和2年12月21日閣議決定）に基づき内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者にあつては、就職に関する要件として、前号ア、エ、カ及びキに掲げるもののほか、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等の離職することが前提でないという要件の全てに該当すること。

(4) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先の企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 1年以内に兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 複数世帯に関する要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31（2019）年4月1日以降

に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、予算の範囲内において、交付対象者が単身の場合にあつては600千円、交付対象者が2人以上の世帯に属している場合にあつては1,000千円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき1,000千円を加算する。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、4月1日から2月末日までに移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書(様式第2号又は様式第2号の2)
- (2) 継続就業及び定住に係る調査同意書(様式第3号)
- (3) 本人確認書類
- (4) 第2条第1号の要件を満たすことを証する書類
- (5) 第2条第2号又は第3号の要件を満たすことを証する書類
- (6) 第2条第4号の要件を満たすことを証する書類(交付対象者が2人以上の世帯に属する場合に限る。)
- (7) その他市町が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を書面により申請者に

通知する。

(支援金の交付)

第6条 移住支援金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行った者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた後速やかに、移住支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求がなされたときは、申請から3か月以内に、交付決定者に移住支援金を支払うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 交付決定者は、交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書[再交付](様式第7号)を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、移住支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(交付決定の全部取消し及び全額返還)

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、移住支援金の交付決定の全部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の内容を申請した場合

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に姫路市から転出した場合

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 県実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定の全部を取り消した場合において、既に移住支援金が支払われているときは、その全額について、期限を定めてそ

の返還を命ずることができる。

(交付決定の一部取消し及び半額返還)

第10条 市長は、交付決定者が、移住支援金の申請日から3年以上5年以内に姫路市から転出した場合は、移住支援金の交付決定の一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定の一部を取り消した場合において、既に移住支援金が支払われているときは、その半額について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(返還の特例)

第11条 交付決定者が、第9条第1項第2号又は第10条本文に規定する場合において、姫路市から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出したときは、第9条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により返還すべき額の4分の3については返還を求めないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31(2019)年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、改正後の規定は、令和2年12月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 9 日から施行する。